

2025年12月吉日

特定退職金共済加入事業所 各位

姫路商工會議所

特定退職金共済制度の「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した  
「退職所得の受給に関する申告書」の使用停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2026年1月1日以降に支払われる退職手当等に関しまして、税制の改正に伴い、「退職所得の受給に関する申告書」の様式や手続きに変更がございますのでご案内申し上げます。

今回の改正の主要なポイントは、退職所得控除の計算方法の見直しです。特に、複数の退職金を受け取る場合において、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受けるケースについて、新たなルールが追加されることとなりました。この変更により、申告書の記載事項が増えることとなります。

それに伴い、従来ご使用いただいた「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した「退職所得の受給に関する申告書」の使用を停止し、国税庁のホームページに公開されている様式をご利用いただくこととなります。

お手数をおかけいたしますが、皆さまにおかれましては、以下のご案内をご参照いただき、お手続きをお願いいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 2026年改正の主な変更点

退職金の税務処理にいくつかの重要な変更点が生じます。特に複数の退職金を受け取る場合の申告手続きについて、詳細な記載事項やルールの見直しが行われます。加入者が特退金団体から退職金を受け取る際も、この新しいルールに基づいた申告書の提出が求められます。

#### (1) 勤続期間の重複排除ルールの強化

複数の退職金を受け取る場合の「勤続期間の重複調整」について、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受け取る場合、従来の5年ルールから10年ルールへと変更されます。確定拠出年金以外については5年ルールが存置されます。

これにより、iDeCoを含む確定拠出年金を受け取ってから10年以内に特退金からの退職金を受け取っている場合は、控除額の調整が行われます。

## (2) 申告書の記載事項の追加

複数の退職金を受け取る場合、従来は5年ルール、20年ルールによる退職所得控除の調整がありましたが、(1)の新設により、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受け取る場合に限り、過去10年以内に受け取った退職金の詳細情報（支払者の所在地・名称、支払い年月日、金額など）を申告書に記載することになります。

## 2. 「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について

2026年1月1日以降に支払われる「退職所得の受給に関する申告書」については、従来の「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した様式をご使用にならず、国税庁が提供する共通フォーマットをご利用ください。対応方法は、以下のとおりです。

加入者へ退職給付金をお支払する日	退職通知書兼給付金請求書の作成	退職所得の受給に関する申告書の作成
2025年12月末日以前	従来の複写帳票	退職通知書兼給付金請求書と一体化
2026年1月1日以降	従来の複写帳票(※1)	国税庁様式共通フォーマット(※2)

※1. 以下、斜線を引いてご利用ください。(参考(1)参照)

幹事会社において帳票増刷時に「退職所得の受給に関する申告書」欄を削除予定です。

※2. 国税庁のホームページより「退職所得の受給に関する申告書」をダウンロードして印刷してください。[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/0025006-122\\_07.pdf](https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/0025006-122_07.pdf)

## 【参考】

### (1) 退職通知書兼給付金請求書の取扱いイメージ

The image shows a scanned copy of the 'Special Retirement Income System Retirement Notice and Contribution Payment Application Form'. The form is titled '特定退職金共済制度 退職通知書兼給付金請求書' (Special Retirement Income System Retirement Notice and Contribution Payment Application Form). It contains several sections for inputting personal information, beneficiary details, and payment amounts. A large red diagonal line has been drawn across the entire form, starting from the top left and ending near the bottom right.

## (2) 退職所得の受給に関する申告書

改訂前

年 月 日		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書									
役務者名 頃 / 由町村長 頃		現住所									
所在地		あなたの方の支当者									
(住所)		(氏名)									
個人番号		個人番号									
法人番号		申告書を受けた退職手当の支払者が記載してください。 の「個人番号」									
この人欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当の支払を受けたことがある場合は、下のB欄の各欄には記載する必要がありません。)											
① 退職手当等の支払を受けることになった年月日		年 月 日									
A <一般・障害の区分>		<一般・障害の区分>									
② 退職の区分等		<生活扶助の有無>									
B あなたが本年内にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。											
④ 本年内に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 特定役員等勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 一般勤続期間との重複勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
C あなたが前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合には、D欄に退職手当等の支払を受けたことがある場合は、このC欄に記載してください。											
⑤ 前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合に該当する退職手当等についての勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 特定役員等勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 一般勤続期間との重複勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
うち 短期勤続期間との重複勤続期間		自 年 月 日 至 年 月 日									
この人欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがある場合は、下のB欄の各欄には記載する必要がありません。)											
③ この申告書の提出から受けた退職手当等についての勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
あなたが本年内に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間は、このB欄に記載してください。											
③ ④と合算して記載する											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 全般勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
あなたが前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合には、そのC欄に記載してください。											
③ ④と合算して記載する											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											

改訂後 (2026年1月1日より※支払日基準)

年 月 日		年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書									
役務者名 頃 / 由町村長 頃		現住所									
所在地		あなたの方の支当者									
(住所)		(氏名)									
個人番号		個人番号									
法人番号		申告書を受けた退職手当の支払者が記載してください。 の「個人番号」									
この人欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがある場合は、下のB欄の各欄には記載する必要がありません。)											
① 退職手当等の支払を受けることになった年月日											
年 月 日											
A <一般・障害の区分>											
② 退職の区分等											
<生活扶助の有無>											
B あなたが本年内にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。											
④ 本年内に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 全般勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
C あなたが前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合には、このC欄に記載してください。											
⑤ 前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合に該当する退職手当等についての勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
あなたが前4年内(その年の確定申告用提出時に基づく最終計算として支払われる)前の支払を受けた場合には、そのC欄に記載してください。											
③ ④と合算して記載する											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
この人欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがある場合は、下のB欄の各欄には記載する必要がありません。)											
③ この申告書の提出から受けた退職手当等についての勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 特定役員等勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 一般勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											
うち 短期勤続期間との重複勤続期間											
自 年 月 日 至 年 月 日											

### 3. よくあるご質問

	質問内容	回答
1	既に取り付け済みの退職通知書兼給付金請求書でも、支払いが2026年1月1日以降になる場合、再度申告書を作成し直す必要がありますか	はい、必要です。詳細については、お近くの税務署にご相談ください。
2	申告書の記入例や見本はありますか	国税庁のホームページに「 <a href="#">申告書の書き方</a> 」が記載されていますので、こちらをご確認ください。

その他、ご不明点等がございましたら、お問合せ先までご連絡下さい。

以上

<お問合せ先>

姫路商工会議所

会員サービス担当(共済)

TEL: 079-223-6552